

令和3年第4回臨時会

南伊豆町議会会議録

令和3年 8月26日 開会

令和3年 8月26日 閉会

南伊豆町議会

令和3年第4回南伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（8月26日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○日程追加	8
○議長辞職の件	8
○日程追加	8
○議長の選挙	9
○日程追加	11
○副議長の選挙	12
○南伊豆町議会常任委員会委員の選任について	14
○南伊豆町議会運営委員会委員の選任について	15
○南伊豆町議会常任委員会、南伊豆町議会運営委員会の委員長・副委員長互選結果報告について	15
○閉議及び閉会宣告	16
○署名議員	17

令和3年8月臨時町議会

(第1日 8月26日)

令和3年第4回南伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和3年8月26日(木)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議第55号 南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 議第56号 南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議第57号 工事請負契約の締結について(令和3年度道路メンテナンス事業
来宮橋橋梁補修工事)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第5まで同じ
日程追加
日程第 6 議長辞職の件
日程第 7 議長の選挙
日程第 8 副議長の選挙
日程第 9 南伊豆町議会常任委員会委員の選任について
日程第10 南伊豆町議会運営委員会委員の選任について
-

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 黒田利貴男君 | 2番 | 宮田和彦君 |
| 3番 | 比野下文男君 | 4番 | 加畑毅君 |
| 5番 | 谷正君 | 6番 | 長田美喜彦君 |
| 7番 | 稲葉勝男君 | 8番 | 清水清一君 |
| 9番 | 漆田修君 | 10番 | 齋藤要君 |
| 11番 | 横嶋隆二君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	大野孝行君
町民課長	齋藤重広君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 教務局長	佐藤由紀子君
生活環境課長	高野克巳君	会計室長	佐藤禎明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 廣田哲也 係長 内藤彰一

開会 午前 9時30分

◎開会及び開議宣告

○議長（清水清一君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより令和3年第4回南伊豆町議会臨時会を開会いたします。

本町では、5月1日より10月末日までの間、クールビズを推奨しておりますので、よろしくお願いいたします。上着の脱着につきましては各自のご判断でお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（清水清一君） 議事日程は印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

10番議員 齋藤 要 君

11番議員 横嶋 隆二 君

◎会期の決定

○議長（清水清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、議事日程のとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は8月26日、本日1日限りと決定しました。

◎議第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） これより議案審議に入ります。

議第55号 南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

議第55号の提案理由を申し上げます。

本議案は、デジタル庁設置法の公布に伴い、情報提供ネットワークシステムの所管が内閣総理大臣に変更されることから関係条文を改めるほか、デジタル社会形成に係る関係法律の整備に関する法律の公布により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されることから、事業者間での特定個人情報の提供を可能とする内容の追加など所要の改正を行うものであります。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第55号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第55号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第56号 南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第56号の提案理由を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが明確化され、個人番号カードの発行に関する手数料については、その徴収事務を市町村長に委託できることが規定されました。

このため、令和3年9月1日からは、従来どおり再交付手数料を徴収するものの、地方公共団体情報システム機構からの受託徴収とその位置づけが変わることから、本条例に定める個人番号カード再交付手数料に関する規定を削除するものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第56号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第56号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水清一君） 続きまして、議第57号 工事請負契約の締結について（令和3年度道路メンテナンス事業来宮橋橋梁補修工事）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第57号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年7月28日に執行した一般競争入札により、工事金額6,270万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額570万円）をもって、株式会社南伊豆造園土木と締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

来宮橋は昭和56年に架設された橋梁であり、定期点検の早期措置段階との判定結果を受け

て、鋼材の塗装塗替工、床版の断面修復工などをもって、橋梁の長寿命化を図るものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水清一君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（清水清一君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（清水清一君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第57号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（清水清一君） 全員賛成です。

よって、議第57号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

全員協議会を開催しますので、議員は会議室にお集まりください。よろしくお願い致します。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時47分

○副議長（谷 正君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎日程追加

○副議長（谷 正君） 先ほど、議長、清水清一君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。南伊豆町議会議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（谷 正君） 異議なしと認めます。

◎議長辞職の件

○副議長（谷 正君） 追加日程第6、南伊豆町議会議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、清水清一君の退場を求めます。

〔8番 清水清一君退場〕

○副議長（谷 正君） 事務局に辞職願を朗読させます。

〔事務局朗読〕

○副議長（谷 正君） お諮りします。清水清一君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（谷 正君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職を許可することに決定しました。

ここで清水清一君の入場を許可します。

〔8番 清水清一君入場〕

○副議長（谷 正君） 清水清一君が議場におられますので、議長辞職の件については、ただいま許可されましたので、本席から告知いたします。

◎日程追加

○副議長（谷 正君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第7として直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（谷 正君） 異議なしと認めます。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第7として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（谷 正君） 追加日程第7、南伊豆町議会議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（谷 正君） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

南伊豆町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番議員、黒田利貴男君及び2番議員、宮田和彦君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（谷 正君） 念のため申し上げますけれども、投票は単記無記名でお願いいたします。

なお、公職選挙法第68条の2は準用されませんので、同一の氏または名のみを記載した投票は無効とします。

したがって、案分票はないものとします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（谷 正君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（谷 正君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔氏名点呼 投票〕

○副議長（谷 正君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する人なし〕

○副議長（谷 正君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

黒田利貴男議員、宮田議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（谷 正君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票数 11票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち、谷 正君 8票

長田美喜彦君 3票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票でございます。

よって、私、谷正が議長に当選をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（谷 正君） 私が議長に当選したものですから、引き続き議長席で審議を進めてまいります。

前議長がおられますので、登壇の上、退任の挨拶をお願いいたします。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 議長をやらせていただいております清水でございます。

議員の皆様、また町民の皆様のおかげで、2年間議長をさせていただきました。よいまちをつくるべきと一生懸命頑張っておりますが、今回のコロナ騒ぎであまり活動もできませんでした。私なりに努力したつもりでございます。

これからもいいまちをつくっていただくよう、新しい議長の下、私も議員として頑張ってまいりますので、この2年間ありがとうございました。

○議長（谷 正君） ありがとうございました。

それでは、議長席、高いところでございますが、私、議長に選任されましたので、ここでこの席からご挨拶を申し上げたいと思います。

先ほど議長選におきましては、皆様方のご支持により、議長に選任をいただきました。南伊豆町については、いろいろ未曾有の諸問題が山積しております。それにつきましても、副議長の就任のときに申し上げたとおり、議会人としては、行政のいわゆるチェック機能を果たすのが第一ですけれども、先ほど前議長の清水議員が申しあげましたように、現在は静岡県下においても、コロナ対策が喫緊の課題となっております。

本町においても、南伊豆町が埋没しないように、地元県議会議員をはじめとし、代議士、国会議員、関係機関に対しまして、議長として先頭に立って、行政側、理事者側と一緒になりまして、南伊豆町をいい方向に導きたいと思っておりますので、皆様のご支援、ご指導をよろしくお願いいたします。

簡単でございますが、私としての議長の就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎日程追加

○議長（谷 正君） それでは、次に移らせていただきます。

ただいま副議長が欠員となりました。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議なしと認めます。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙を行うことに決定しました。事務局より日程を配付させます。

〔日程配付〕

◎副議長の選挙

○議長（谷 正君） 追加日程第8、南伊豆町議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（谷 正君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

南伊豆町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番議員、比野下文男議員及び4番議員、加畑毅議員を指名します。

投票用紙を事務局より配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（谷 正君） 念のため申し上げますけれども、投票は単記無記名でお願いいたします。

なお、公職選挙法第68条の2は準用されませんので、同一の氏または名のみを記載した投票は無効とします。

したがって、按分票はないものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（谷 正君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔氏名点呼 投票〕

○議長（谷 正君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

比野下文男議員及び加畑毅議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（谷 正君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票数 11票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち、加畑 毅君 8票

横嶋 隆二君 2票

長田美喜彦君 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票です。

加畑毅君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（谷 正君） ただいま副議長に当選されました加畑毅君が議長におられます。

本席から、南伊豆町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

新副議長は、就任の挨拶を登壇の上、お願いいたします。

〔副議長 加畑 毅君登壇〕

○副議長（加畑 毅君） ただいま副議長の大役を仰せつかりました加畑毅でございます。

副議長の役割というのは議長のサポート、これに尽きると私は思っております。

今年で私は初当選から10年目になります。当初よりも地域の状況はかなり変わっていると、そんな感じ方をしております。

広域連携が最も重要視されている時代であり、ごみ処理場の問題等についても、近隣市町と協力してやっていかなければならないことがたくさんあります。それにつきまして、先ほどの議長の挨拶からもありましたけれども、この町が地域に埋没しないよう精進してまいりたいと思います。これからもどうぞよろしく申し上げます。

以上になります。

○議長（谷 正君） ここで暫時休憩をいたします。

全員協議会を開催しますので、議員は会議室にお集まりいただきますようお願いいたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時32分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎南伊豆町議会常任委員会委員の選任について

○議長（谷 正君） 日程第9、南伊豆町議会常任委員会委員の選任を行います。

南伊豆町議会常任委員会委員の選任については、南伊豆町議会委員会条例第3条の規定により任期満了によるものです。

なお、常任委員の選任については、南伊豆町議会委員会条例第7条第2項の規定によって、議長が指名いたします。

第1常任委員会委員、清水清一君、横嶋隆二君、漆田修君、宮田和彦君、長田美喜彦君、谷正。

続きまして、第2常任委員会の委員を指名したいと思います。黒田利貴男君、加畑毅君、齋藤要君、稲葉勝男君、比野下文男君、谷正。

続きまして、予算決算常任委員会委員、比野下文男君、宮田和彦君、齋藤要君、長田美喜彦君、加畑毅君、稲葉勝男君、清水清一君、漆田修君、横嶋隆二君、黒田利貴男君。

以上10名の委員で構成されます。

以上のおおりに指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、南伊豆町議会常任委員会委員は、ただいまのおおりに選任することに決定しました。

◎南伊豆町議会運営委員会委員の選任について

○議長（谷 正君） 日程第10、南伊豆町議会運営委員会委員の選任を行います。

南伊豆町議会運営委員会委員の選任については、南伊豆町議会委員会条例第4条の2第3項の規定により任期満了によるもので、なお、運営委員会委員の選任については、南伊豆町議会委員会条例第7条第2項の規定によって、議長が指名します。

宮田和彦君、黒田利貴男君、比野下文男君、加畑毅君、長田美喜彦君。

以上です。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、南伊豆町議会運営委員会委員は、ただいまのとおり選任することに決定しました。

各常任委員会は、それぞれ委員会を開催し、南伊豆町議会委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告願います。

議会運営委員会は、委員会を開催し、南伊豆町議会委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会の正副委員長の互選の結果を報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時43分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎南伊豆町議会常任委員会、南伊豆町議会運営委員会の委員長・副委員長互選結果報告について

○議長（谷 正君） 各常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

第1常任委員会委員長、宮田和彦君、副委員長、長田美喜彦君。

第2 常任委員会委員長、黒田利貴男君、副委員長、加畑毅君。

予算決算常任委員会委員長、比野下文男君、副委員長、長田美喜彦君。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、比野下文男君、副委員長、宮田和彦君。

以上です。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（谷 正君） 本日の日程が終了したので、会議を閉じます。

第4回臨時会の日程が全て終了しました。

令和3年第4回南伊豆町議会臨時会は、これをもって閉会とします。

なお、10時55分から会議室において議員会を開催しますので、議員の皆様は会議室に参集願います。

以上です。お疲れさまでした。

閉会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

前 議 長 清 水 清 一

前 副 議 長 谷 正

議 長 谷 正

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 横 嶋 隆 二